

- 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
- 当店は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（**事故証明書の発行**）

- 第31条** 当店は、荷物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別な事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第7節 運賃及び料金

（**運賃及び料金**）

第32条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

- 2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（**運賃、料金等の收受方法**）

第33条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

- 3 当店は、第1項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることがあります。

（**積込料又は取卸料**）

第33条の2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

（**待機時間料**）

第33条の3 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第59条第1項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を收受します。

（**延滞料**）

第34条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利14.5パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

（**運賃請求権**）

第35条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。

（**事故等と運賃、料金**）

第36条 当店は、第27条及び第29条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（**中止手数料**）

第37条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
- 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき500円
 - 貸切り貨物の運送にあつては、一両につき2,500円

第8節 責任

（**責任の始期**）

第38条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（**責任と挙証**）

第39条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

（**特殊な管理を要する貨物の運送の責任**）

第40条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第14条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（**荷送人の申告等の責任**）

第41条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（**運送状等の記載の不完全等の責任**）

第42条 当店は、運送状若しくは外包装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

- 2 前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（**免責**）

第43条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害

については、損害賠償の責任を負いません。

- 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事变又は強盗
- 不可抗力による火災
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 荷送人又は荷受人の故意又は過失

（**高価品に対する特別**）

第44条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を申告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（**責任の特別消滅事由**）

第45条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできないき損又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から2週間以内に当社に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定は、当社に悪意があった場合には、これを適用しません。

（**損害賠償の額**）

第46条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであった日の到達地の価額によって、これを定めます。

- 2 貨物の一部滅失又はき損があった場合の損害賠償の額は、その引渡しの日における引き渡された貨物と一部滅失又はき損がなかったときの貨物との到達地の価額の差額によってこれを定めます。

3 第35条第1項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前2項の賠償額よりこれを控除します。

4 第1項及び第2項の場合において、貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第47条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（**時効**）

第48条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から1年を経過したときは、時効によって消滅します。

- 2 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであった日からこれを起算します。

3 前2項の規定は、当社に悪意があった場合には、これを適用しません。

（**利用運送の際の責任**）

第49条 当社が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

（**賠償に基づく権利取得**）

第50条 当社が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第9節 連絡運輸

（**通し運送状等**）

第51条 連絡運輸に係る貨物の運送を当社が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当社が運送状を請求したときは、荷送人は、全運送についての運送状を提出しなければなりません。

2 連絡運輸の場合において、当店は、荷送人から貨物引換証の請求があった場合には、当店は全運送についての貨物引換証を発行します。

（**運賃、料金等の收受**）

第52条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を收受します。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。

3 第1項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第33条第2項の規定を準用します。

（**中間運送人の権利**）

第53条 連絡運輸の場合には、当社より後の運送事業者は、当社に代わってその権利を行使します。

（**責任の原則**）

第54条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

（**運送約款等の適用**）

第55条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、き損又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（**引渡期間**）

第56条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに1日を加算したものとします。

（**損害賠償事務の処理**）

第57条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

（**損害賠償請求権の留保**）

第58条 連絡運輸の場合における第45条第1項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第3章 附 帯 業 務

（**附帯業務及び附帯業務料**）

第59条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、梱入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を收受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第2章の規定を準用します。

（**品代金の取立て**）

第60条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、

これに応じます。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（**付保**）

第61条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。